

子どもの命と安全を脅かす基準緩和をストップ! 100万人の思いをとどけよう!

# 国会請願署名の取り組み2018

学童保育を守ろう!  
子どもたちを守ろう!  
声をあげよう!

## Q & A



### 請願署名Wの取り組み

請願署名① 「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」  
子どもの安全と安心を保証する「従うべき基準」を堅持し、実現するための財政措置の請願です。

請願署名② 「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」  
学童保育の量の拡充と質向上に向けて、学童保育をよくしていくための請願です。

国の示す「従うべき基準」は、子どもの安全と安心に関わる  
全国どこでも守られるべき学童保育の基準です。  
その重要な基準が崩されようとしている今、子どもを守れと声をあげよう!

### Q1 請願って?

A 日本国憲法 16 条に書かれている国民の権利です。

この権利により、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることができます。請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。また、署名された皆さんは、すべて「請願者」の一人となります。

### Q2 署名って、どう書けばいいの?

A 署名の書き方

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名できます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、(体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など) その方の了解を得られれば代筆も可能です。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください(青でも可)。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県から書いてください。
- ⑤ 同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください(「//」は不可)。
- ⑥ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください(修正液などで消すのは不可)。

(記入例)

氏名	住所
学童保育	東京都文京区本郷2-26-13
学童拡充	同上 ← <b>同上はOK。</b>
学童いく	// ← <b>//は不可。</b>

### Q3 集まった署名はどうするの?

A 署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願に賛同して下さる国会議員の紹介により、国会に提出します。集められた署名を、衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

### Q4 いつまでに、どれくらい集めるの?

A 2019年5月末までに100万筆を目標に集めます。

- ◎ 2019年1月から開催される通常国会に提出します。(請願は会期末の1週間前まで受け付け)
- ◎ 第一次集約日を2019年1月31日
- ◎ 最終集約日を2019年5月31日(国会閉会1週間前までが請願受付締め切り)

Q5  
A

### 地域で日常的に交流のある国会議員さんに紹介議員をお願いしていいの？

日頃から学童保育のおまつりなどの催し物に顔を出して下さったり、懇談をされたりしている国会議員さんがいれば、ぜひお願いしてください。

◎紹介議員になってくださる議員がいらしたら全国学童保育連絡協議会にお知らせください。

Q6  
A

### 国会議員との懇談はしたことがなくて…

**国会議員は、地域の皆さんの意見・要望を聞くことが、仕事の一つです。**

国会議員はそれぞれの地域から選出されていたり、地元事務所があったりと、地域に基盤をもって活動をされています。懇談の際には、それぞれの地域の学童保育の実態（子どもの様子・保護者の様子・施設（耐震含む）の現状・学童保育指導員の処遇や勤務実態など）から、話を始めましょう。

学童保育の実態を理解してもらうとともに、応援してもらえるように働きかけしましょう。その上で、国会請願の趣旨・項目の話をしましょう。理解をしていただき、紹介議員になっていただけるようお願いしましょう。

## 【請願と基準ミニ知識】

### ◎「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」について

現在、全国各地の学童保育は、「児童福祉法」に基づいて、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」）に従って市町村が定めた条例と、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて運営されています。

今回、「従うべき基準」（それを下まわった基準を定めることはできないもの）として定められていた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「参酌すべき基準」（それを参考にして定めるもの）に変更するという方針が地方分権改革有識者会議で示されました。

「資格者がいない」「1人配置」ということになれば、子どもの命と安全を守ることはできませんし、自由な空間や時間を保障することができません。これでは保護者は安心して子どもを託すことができません。

また、省令には、「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」と書かれています。今回の変更で、基準の内容が下がることになれば、法律の主旨にも反することになります。

### ◎「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」について

学童保育の需要はまだまだ増えていきます。一方で、子どもの放課後や地域生活を保障する制度は貧弱であり、量も質も十分ではなく、学童保育の制度にもまだまだ課題があります。

今後、学童保育をよりよくしていくためにも、制度拡充を世論に広め議員の応援も得られるようにするための請願です。

### ◎「省令基準」はいつ改定されるの？

「放課後児童支援員」の資格と配置基準が「従うべき基準」であることは、児童福祉法によって定められていますので、これを「参酌すべき基準」に変更するには、児童福祉法改定が必要です（閣議決定のあと、一括法案として「児童福祉法の改定」が2019年通常国会に提出され、議論される見込みです）。

### ◎なぜ「参酌化」が提案された？

人手不足の解消策を基準の緩和に求めようとする一部の地方自治体、地方三団体からの提案により、「従うべき基準」として省令で定められた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう」「参酌化」することを「地方分権の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが2017年12月に閣議決定されました。

このことを受け、2018年11月の地方分権改革有識者会議では、「放課後児童支援員」の資格と配置基準を、これまでの「従うべき基準」という位置づけから「参酌すべき基準」に変更するとの方針が示されました。

2018.12.14 RO

問い合わせ先

**全国学童保育連絡協議会**

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

電話：03-3813-0477

メール：zghrk@xui.biglobe.ne.jp

取扱団体